

立法権

立法権を考えるにあたって重要なのは、①国民を通じた民主的コントロールが、どのように及んでいるかという観点から考えることと、②国会立法中心の原則及び国会単独立法中心の原則に即して考えることである。各論点が上記問題とどのように関連するのかを考えると理解の助けとなるだろう。

国会

(1)41条の趣旨

41条によれば、国会だけが法律を作ることができ(国会立法中心の原則)、国会だけで法律を作ることができる(国会立法単独の原則)。

その趣旨は、直接選挙によって選ばれた国民の代表者によって組織されるのが国会であることから、国会による立法を通して立法につき国民の民主的コントロールを及ぼす点にある。

(2)二院制の意義

まず、参議院による①衆議院の多数派による国政の専断防止②衆議院と内閣が対立したときの仲裁に意義があるといえる。

また、③任期が長いうえ、半数改選なので急激な政治的変革を避けることができ、④緊急集会により衆議院選挙中も国政の緊急事態に対処でき、⑤任期が長く、半数改選なので時期的に異なる国民の意思の反映ができる点から、二院制が採用されている。

他方で、国家意思形成の容易化、任期の短い衆議院のほうが時の民意をより反映しているはずという観点から衆議院の優越が認められており、民主制の徹底という意義がある。

(3)直接民主制の合憲性

間接民主制・代表民主制に反し許されないのではないか。

この点、上記制度の趣旨は、国民の多数意見のみならず、議員が全国民の意見をすくい上げつつ理性をもった実質的な討議と妥協により適正な国会意思形成なし、かつ少数者の人権にも配慮した国政の実現をする点にある。

また、直接民主制には大衆操作によるプレビシットの危険があり、国会多数派与党が野党との議論を回避して大衆の賛同を背景に専断的国政を行う危険がある。このような制度を作ると国会でも国民投票でも討議と妥協がなく、少数者の意見が簡単に切り捨てられる恐れがある。

したがって、諮問的国民投票のみが許されると解する。